

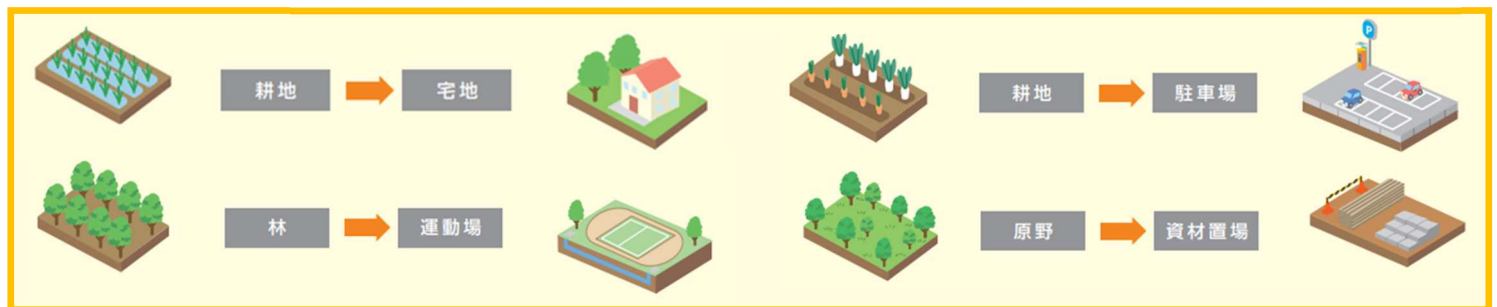
令和8年4月1日から

黒瀬川特定都市河川指定流域(呉市・東広島市の一部)で
1,000m²以上の**雨水浸透阻害行為**※を行う際には

流出抑制のための許可が必要になります。

※土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為

次のような、**雨水浸透阻害行為（1,000m²以上）**を行う際には…



河川に流れ込む量を抑制するために**雨水を貯留したり浸透させたりする対策が必要**

浸透ます



浸透トレンチ



透水性舗装



周囲堤



調整池



黒瀬川及びその支川が特定都市河川に指定されると、流域内の次の行為に対して、**許可が必要**（貯留・浸透施設の整備）になります。

この**雨水浸透阻害行為の許可制度**は、新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出すると、流域の浸水被害を高めることにつながるため、流出する雨水量が増えるおそれのある一定規模の以上の行為に対して、その対策を義務付けるものです。

お問い合わせ先

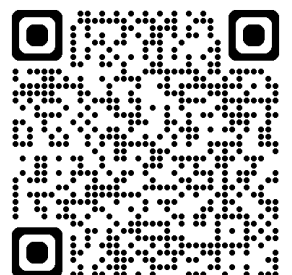
広島県 土木建築局 河川課 河川企画グループ

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

☎082-513-3929

dokasenk@pref.hiroshima.lg.jp

広島県HP
(許可申請について)

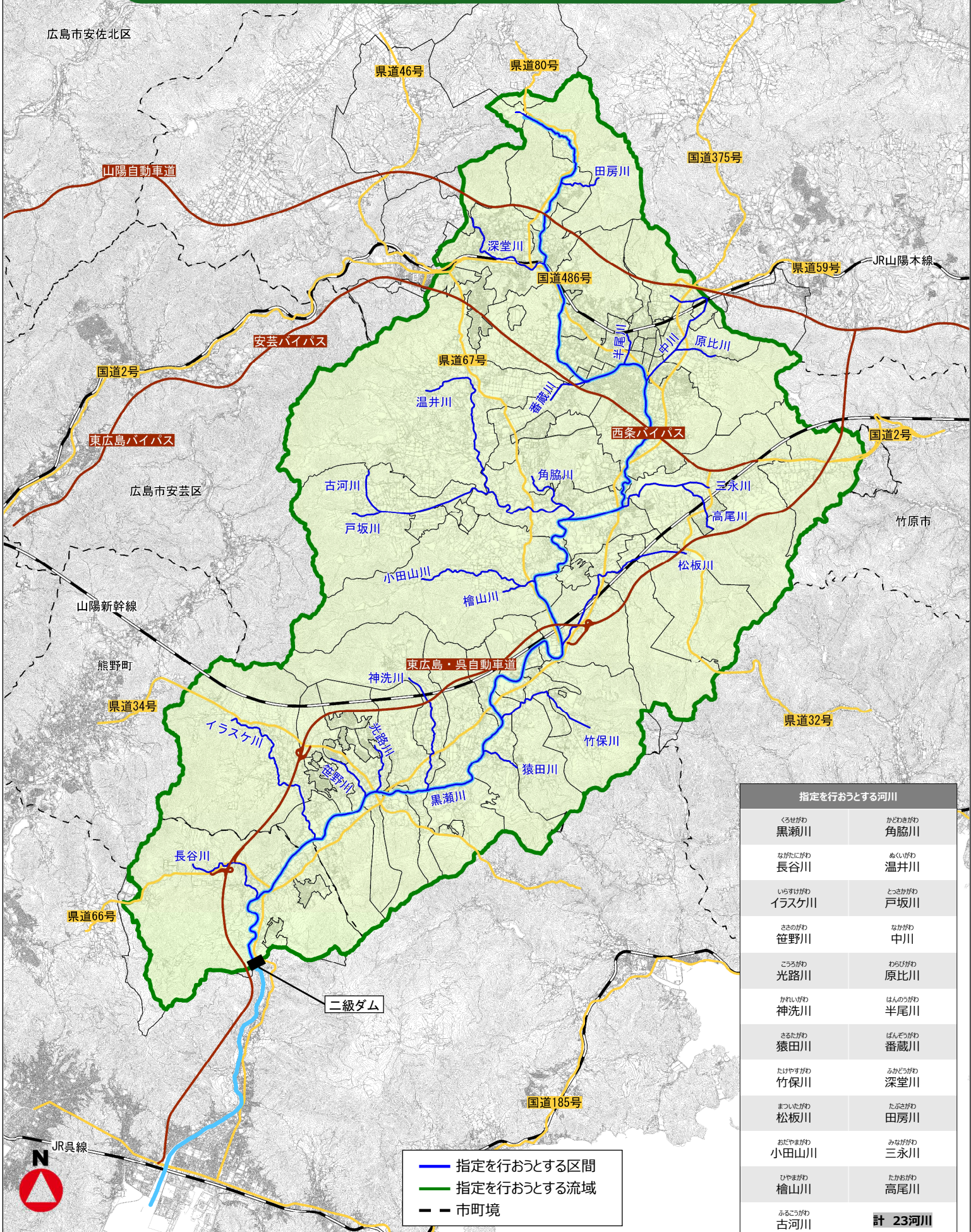


広島県 雨水浸透阻害行為

検索



雨水浸透阻害行為を行う際に許可が必要となる区域 (黒瀬川特定都市河川流域)



指定を行おうとする河川	
くろせがわ 黒瀬川	かどわきがわ 角脇川
ながたにがわ 長谷川	ぬいずがわ 温井川
いらすけがわ イラスケ川	とさかがわ 戸坂川
ささのがわ 笹野川	なかがわ 中川
こうろがわ 光路川	わらびがわ 原比川
かれいがわ 神洗川	ほんのうがわ 半尾川
さるとがわ 猿田川	ばんどうがわ 番蔵川
たけやすがわ 竹保川	ふかどうがわ 深堂川
まついたがわ 松板川	たふさがわ 田房川
おだやまがわ 小田山川	みながわ 三永川
ひやまがわ 檜山川	たかおがわ 高尾川
ふるこうがわ 古河川	計 23河川

- 特定都市河川区間 : 黒瀬川水系黒瀬川等の計23河川
- 特定都市河川流域面積 : 約222km² (呉市の一部・東広島市の一部)